

税理士のための

# 会社法 ハンドブック

2019年版

岩田合同法律事務所弁護士  
東京大学客員教授

佐藤修二

〔編著〕

Q&Aで  
パツとつかめる  
顧問先対応の  
ポイント



## 本書の特色

- 税理士がおさえておきたい会社法の基礎知識や税理士業務における留意点をQ&A形式で一冊にまとめた実務ハンドブック
- 税理士業務に精通する弁護士により、現行の会社法のポイントをわかりやすく解説
- クライアントからの会社法に関する質問・相談時にすぐに回答やアドバイスができるようサポート!

A5判/232頁

定価 本体2,200円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## Q2

### 会社法と税理士業務

Q1 会社法は、税理士業務にとって、どのような意味がありますか。税理士は、会社法を知っておく必要があるのでしょうか。

A 税理士業務の提供先である会社について、その機関構成や各機関の役割、設立・組織再編・清算といった「会社の一生」に関わる事項など、最低限のことを知っておくことは、税理士業務にとって必要、有益であると思われます。

税理士業務は、個人事業主や、相続税の対象となる個人に対して提供されることもありますが、それ以上に、会社を依頼者として行われることが多いと思われます。会社は会社法に基づいて運営されています。例えば、会社の取締役や代表取締役の権限・責任等は会社法によって定められていますし、株主総会や取締役会の関係事項・その議事録の作成方法等についても、会社法が定めています。

こうしたことから、税理士が、依頼者である会社について理解するためには、会社法について、その概要を知っておくことが望ましく、必要であるともいえるでしょう。

なお、会社法には、会社の会計・決算に関するルール（いわゆる「会

社の計算」に関する規定）も設けられており、税務申告の前提となることもあっておられる読者も多いものと思われると思います。

#### 税理士業務における留意点

税理士の依頼元である会社の関係者（基礎知識を税理士が備えていることを示す）は、例えば弁護士に比べると、依頼者があることが多いと思われる。会社法について、もちろん、会社法も法律ですから、本対応すべきですが、簡単な概要について、このようにすれば、依頼者企業の税理士にそのような意味で、会社法の概要を知ることが有益であるだけでなく、必要であると思います。

## Q55

### 取締役の善管注意義務と税務コンプライアンスの関係

Q 取締役の善管注意義務と税務コンプライアンスの関係は、どのようなものでしょうか。

A 取締役は、善管注意義務の適切な履行として、株式会社の業務執行に当たって、すべての法令を遵守しつつ、株主利益の最大化を図らなければならないので、納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行することを求める税務コンプライアンスは、租税法令の遵守という観点から善管注意義務の一部を構成するという関係にあります。

取締役は、株式会社との委任関係に基づき、善良な管理者の注意をもって株式会社のために業務を行わなければならないという善管注意義務を負っています（会社法第330条、民法第44条）。この点、株式会社は営利を目的とする法人であるので、取締役は、株式会社の利益が剰余金の配当などを通じて最終的に帰属する株主の利益を最大化させる

ことを目的に業務を行わなければならない。

一方で、取締役は、法令を遵守して株式会社の職務を行わなければならないという法令遵守義務（会社法第335条）も負っています。この「法令」は、取締役を会社人とするものに限らず、株式会社を自然人とし、株式会社がその業務を行うに際して遵守すべきすべての規定が含まれますので（裁判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁）、株式会社が納税義務者となる法人税法や消費税法などの租税法令も取締役の法令遵守義務の対象となります。法令遵守義務は、社会全体の利益を保護する見地から定められた法的なものであって、株主利益の追求に優先されるため、株主の利益に資する行為であったとしても法令違反は許されません。

そのため、取締役は、善管注意義務の適切な履行として、株式会社の業務執行に当たって、租税法を含むすべての法令を遵守しつつ、株主利益の最大化を図らなければならない。法令に反する行為によって会社に損害を与えた場合には、善管注意義務違反を理由にその賠償責任を負います。

取締役の行為が、税務コンプライアンスに反して会社に損害を与え得る場合として、課税額の減少を目的とするタックスプランニングの履行など、取締役が業務上の意思決定を行う場合が考えられます。

また、取締役の不作为によって税務コンプライアンスに反する行為を看過して善管注意義務違反を惹起してしまう場合として、税務処理を誤った提案などに対する監督を怠ったことによる監視義務違反があります。このほかにも、一定の範囲以上の株式会社では、取締役が株式会社の業務全部を自ら監視することは不可能となりますので、取締役および使用人の職務の執行が租税法を含む法令に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために

## 目次

### 序章 会社法とは何か—その税理士業務との関係

- Q1 会社法の意義と役割
- Q2 会社法と税理士業務
- Q3 株式会社とは何か
- Q4 株式会社の機関設計の基本
- Q5 合同会社とは何か

### 第1章 株式会社の設立

- Q6 設立手続の概要
- Q7 設立時の現物出資
- Q8 発起人および設立時取締役の責任
- Q9 設立無効事由

### 第2章 株主総会

- Q10 株主総会の役割
- Q11 株主総会開催の手続き
- Q12 株主の議決権と株主総会の決議
- Q13 株主総会終了後の事務
- Q14 株主総会運営に当たっての留意点

### 第3章 取締役と取締役会

- Q15 取締役の職務（取締役会が設置されていない場合）
- Q16 取締役会の権限等
- Q17 取締役会の運営
- Q18 取締役会議事録

### Q19 代表取締役の権限

- Q20 取締役の任期
- Q21 取締役および代表取締役の選任と終任
- Q22 取締役の報酬
- Q23 取締役の義務
- Q24 取締役の責任

### 第4章 監査役と監査役会

- Q25 監査役と監査役会
- Q26 監査役会の職務権限
- Q27 監査役会の運営
- Q28 監査役の選任・任期・終任
- Q29 監査役の報酬
- Q30 監査役の責任

### 第5章 株式

- Q31 株式とは何か
- Q32 株券とは何か
- Q33 株主名簿とは何か
- Q34 株主名簿の記載内容等
- Q35 株主名簿の役割等
- Q36 募集株式の発行手続
- Q37 発行手続の瑕疵
- Q38 株式の散逸の防止
- Q39 種類株式とは何か
- Q40 新株予約権とは何か

### 第6章 事業承継

- Q41 事業承継のスキーム
- Q42 事業承継のトラブル
- Q43 少数株主への対応
- Q44 事業承継における種類株式の活用

### 第7章 組織再編+M&A

- Q45 組織再編とは何か
- Q46 合併とは何か
- Q47 合併の手続き
- Q48 会社分割とは何か
- Q49 会社分割の手続き
- Q50 株式交換・株式移転とは何か
- Q51 株式交換・株式移転の手続き
- Q52 事業譲渡とは何か

### 第8章 解散・清算

- Q53 解散・清算の意義および概要
- Q54 清算人の職務

### 終章 税務コンプライアンスと会社法

- Q55 取締役の善管注意義務と税務コンプライアンスの関係
- Q56 税務に関するコーポレートガバナンスとは何か
- Q57 内部統制システムと税務に関するコーポレートガバナンスの関係

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 会社法ハンドブック

検索 🔍